

第 8 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 28 年 12 月 1 日 (木) 開会時間 午前 10 時 28 分
閉会時間 午後 0 時 57 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委 員 渡辺 英機 河西 敏郎 塩澤 浩 永井 学
杉山 肇 早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

議 題 一 議会基本条例 条文について
二 県民との意見聴取会について

会議の概要 議会基本条例 条文について、委員長案の一部を修正の件は、委員長に委任された。
意見聴取会について、委員長案の一部を修正のうえ、了承された。
次回、委員会を 12 月 5 日 午前 10 時、第 1 委員会室において開催することとし、閉会した。

質疑、討論

(議会基本条例前文について)

早川委員 委員長案を見て、自分の考えをもしよろしければまとめてきたので、配布させていただいてもよろしいでしょうか。

前島委員長 よろしいです。

早川委員 私がまず感じるのは、委員長案を受けて、この前文のところを書いたのですが、上までの分はこのとおりだと思います。下からの 4 行目で今までの政策条例の制定や提言などさまざまな改革に取り組んできたこと、は少し変えて、さまざまな取り組みを行ってきた、と変えて、それで現状を真摯に受けとめ、やはりこれまでの反省に立ちという言葉を入れる。それと今まで取り組みを進めてきたけれども、今後の社会情勢の変化に対応した改革に常に取り組むことを入れたほうがいいのではないかと思う。理由としては、さまざま真摯に受けとめとかあったが、私も地元の地域でこれについて勉強会に参加させていただいたり、甲府でも 1 つか 2 つ勉強会に参加した中で、県民の今回の基本条例が出てくる一つの考え方の

中で、もちろん社会情勢の変化とか全体的なことはあるが、流会があったからここに踏み出したということは、全てではないが1つにはあるので、やはりその部分は入れた方がいいかなと思います。前文をつくる経過を盛り込むべきだと最初にあったと思う。これまでの議長の発言とか、総合的に判断すると反省を後ろ向きではなく、常に自問自答しながら自己反省をしながら改革をしていくという意味で入れた方がいいのではないかと考えています。反省は悪い意味ではない、という意味合いで、やはり経過として前文には組み込む、またこの反省というのは恒久的に使っても常に議会は自己反省しながら改革をしていくという部分は必要だと思います。流会とか、その部分を反省し、私は恒久的にも常に自問自答しながら改革していくという意味で入れました。

前島委員長　ほかに意見ありますか。若干繰り返しになりますが、前文については、できるだけ時勢が変わっても変わらないものに位置づけて書いていきたい。条文の中に具体的なものが織り込まれていくことを御理解いただき、もちろん流会のこともあるし、反省の課題もたくさん歴代の中にありますが、そういうことを一つひとつ取り上げるのではなく、もっと開かれた県議会をつくっていきたいという一念に燃えて、県民の意見もより聞き取っていけるような近い関係になるようなことを含めて条例をつくっていかうとしているので、前文については、ある程度全体を総括的に表現できる変わらざる文言で憲法のような基本的な考え方で、前文をまとめさせていただいた方がいいのではというのが委員長としての提案なので、もしその点について、御意見を重ねてもらいたいと思います。

早川委員　委員長のおっしゃることはわかります。ただ、参考にする他県の前文を見ても、ある程度他県の魂とか、ある程度もちろん恒久的に使う部分ですが、兵庫県、北海道などいろいろなところをみると、その県の経緯とか、なんでつくらなくてはいけないとかなどその県らしさが入っていることも事実なので、そこは、山梨県のらしさの部分を入れていってもいいのかな、入れるべきではないのかなと思います。

渡辺委員　御意見はよくわかります。もともと基本条例のあり方というのは日本国憲法が公布されたときに地方自治法が出てきた、そこにかかり載っている中で、今、早川さんが言ったように確かに流会とか、そうしたことが引き金になったが、しかし反省でつくるものなのかどうなのか、そのこともここに含めて、県民の指摘がある、それを真摯に受けとめてという言葉が載っているので、十分意志は反映されていると思う。私は委員長の前文で我々の思っていることがかなり詳細に入っているという理解で、これでいいと思う。

上田副委員長　私もやはり地元で仲間と話したら、スタート地点としてこういうことがあったので、議員の思っていることをきっちり出して前文をつくられた方がよいのではという意見が大分ありますので、先ほど早川先生がおっしゃったが、反省というのは決して後ろ向きの話ではなくて、常に人は自己改革しながら反省していると思う。ですから、特に抵抗もないのかなと思いますし、そういう言葉を入れた方が県議会もやっぱりあれだなと理解してもらえるのではないかとと思うので、私は反省に立ちという言葉はどこかに入れる必要があるのではないかと、その方が県民の理解を得られるのではないかとと思う。

河西委員　先ほど渡辺委員が言われたことと同じ意見なのですが、基本的には十分応えられていないとか現状を真摯に受けとめということが入っているので、私は委員長案で結構だと思います。

山田委員　　まずこの前文の中に議決機関としての役割と責任を担っているという形の中で、2月はこの議決機関の役割を放棄したと、ある意味そういうことだと思うので、やはりここは流会だけというわけではないが、反省という文言はぜひとも入れてもらいたいと思います。その反省というのは、やはり反省を踏まえてさらなる次へ進もうという、そういう意味での反省であって、それがその機能をさらに充実強化するもことだと私は思っています。その充実強化するためには既存のあるものを検証して、これはだめだなと思ったら、どういうふうに直していくのか、そのところが反省と私はなると思っていますので、流会ということだけにこだわらずこれから前に進めていこうという、さらなる充実強化ということを強調するためにも現状の反省という文字はぜひとも入れてもらいたいと思います。

塩沢委員　　前回にも話をさせていただきましたが、この指摘もあることからとか、議会の果たすべき役割を明確にするというこの辺のことで、言っていることは重々に否定するわけでもないし、考え方は渡辺委員、河西委員が言ったことも、今言われたことも考え方は変わらないのではないかと思います。ただ、文章の書き方で基本条例としては、これがいいのではないかという形の中で、十分応えられていないとの指摘もある、現状を真摯に受けとめという言葉というのは相当重い言葉だなと私自身は思いますのでこれでいいのかなと、前回お話しさせていただきました。ただ、言っていることを否定するわけでもないし、全く考えがあったとすれば問題だと思っています。

小越委員　　先ほど委員長からも発言がありましたけれども、日本国憲法のように過去の反省に立って、この議会基本条例をつくるべきだと思います。なので、先ほど配られました早川委員の、反省に立ちこれから頑張るという、少なくともこの反省という文言は入れなくてはならないと私は思います。同時にこの間の議会基本条例をつくる経緯の中で、新鈴木議長も言っていました、調査特別委員会の中で、議会基本条例をつくと、改めて私たちが議会の責務を考え直そうということから始まっていますし、県民の皆さんも、そこを非常に注目されているわけでして、私は早川委員のさまざまな改革、取り組みを進めてきた、そのあとに県民の期待に十分応えられて指摘というのを活かしながら、取り組みを進めてきた、しかし県民の期待に十分応えられていない指摘もある、さらに流会という言葉があればやはり28年2月議会という言葉がないと、なぜこれを反省に立ってつくるのかと、経過を踏まえてやはり日本国憲法と同じようにつくるべきだと思います。流会という言葉、少なくとも28年2月議会における反省にたちくらは入れておかないと、県民の皆さんに対して、この基本条例をどのくらい私たちが力を入れて、がんばってこれから決意を新たにしていこうかというその前文ですので、委員長案にもあります県民の期待に十分応えられていない指摘もある現状を真摯に受けとめとした方が、議会が責任を持って県民の皆さんと一緒に歩いていく議会をつくっていく、反省に立ってこれからやっていくんだという決意が伝わってくると思います。委員長案のこのままでいきますと、県民の期待に十分応えられていないとの指摘もあるということは、薄い気がする。そういう意見もあるが、ない意見もあるみたいな形なので、私はしっかりと反省の言葉を入れて新たにこれからみなさんと一緒にやっていくんだというのがあっていいと思いますので、これまでの反省に立ちの前に、さらに加えて28年2月議会の反省に立ち、現状を真摯に受けとめの前に、議長案の県民の期待に十分応えられていないを入れた方がいいと思います。

永井委員　　後半の部分で皆さんのいろいろな意見もありますけれども、県民の期待に十分応えられていないとの指摘もある、現状を真摯に受けとめという部分があって、

今塩沢委員も言いましたが、この部分結構重い言葉ではないかと私も思っています。早川委員のこの前文の訂正も、反省の部分というこの言っている主旨というのは私もそのように思っていますけれども、現状を真摯に受けとめという部分もしっかり明文化されておりますので、委員長案で私はいいいのではないかと思います。

杉山委員 反省とか流会とかという言葉がキーワードになっているようですが、この前文に出ていますように、十分に応えられないとの指摘、あるいは現状を真摯に受けとめというは当然入っていると思います。反省という言葉は、流会を反省するだけでなく常に今のあり方を反省しながら、そういうことも当然含まれていると思います。そういう意味では、それぞれの思いをこういうところに入れれば、それはいいのかもしれませんが、そういう思いを全て含めてこの基本条例の前文は私は委員長案でいいと思っております。この前文としての議会はというところから始まって、本条例を制定するという言葉の中、全てにそれぞれの議員としての思い、この委員会としての思いが含まれているわけで、その思いがこの逐条解説ができるのかどうかわかりませんが、そういったところにそれぞれの思いをあるべき前文の姿を逐条解説の中に思いを込めれば、十分表現できるのかなと思いますし、そういう意味では、この委員長案でいいのかなと思います。

前島委員長 それぞれの御意見ありますけれども、委員長案の方が皆さんちょっと多い気がしますので、一応この案で提案させていただくということで固めさせていただきたいと思っています。

早川委員 現時点での委員長案ということで、そのあとに公聴会とか、県民のアンケートとか、全協とかやった中でということですか。

前島委員長 現時点ということですか。

小越委員 委員長案のところを、全員協議会へ説明すると思うのですが、今反省という言葉を入れた方がいいという意見もありましたので、その意見の経過も別紙をつけて配っていただきたいです。委員長案はこうかもしれませんが、委員会の中で反省、流会という言葉を入れた方がいいということがあったということを全員協議会へ報告して文書で配ることを確認させてください。

前島委員長 こういう意見がありましたという皆さんのご発言を尊重する手続きは取りたいと思います。

(1 条、 2 条について)

小越委員 今ここに傍聴に来ていただいている方もいますし、ここに議会活動に関する情報公開を十分行うとあるので、傍聴に来ていただいている皆さんにこの委員長案をお配りして、一緒に見ていただいた方が、私は傍聴の皆さんに対する情報公開を積極的に推進するということで、まずこれを配っていただきたいので、今検討していただきたいのですが。それと先日新聞に江藤先生がそのことを書かれておりましたし、今日こんなに傍聴の方が来ていただいている中では、基本理念にある議会活動に関する情報公開を積極的に推進するとともにという、このことを踏まえると今一緒に私たちがどんなことを論議しているのか見ていただくためには、この資料が必要だと思うので、配っていただきたいと思うがいかがですか。

前島委員長 そのことにつきましては、前回大変傍聴の方、マスコミの方から問い合わせをいただきましたが、今審議過程であるので、19日の全員協議会以降配らせていただくこととさせていただきたい。今はオープン討議の実情を皆さんに傍聴していただく、そして取材をしていただくというやり方で公開を行っているところです。まだ、我々の骨子、骨格が決まってきていませんので、手続きを踏まえたくて、いずれ皆さんに配布しなくてはなりませんので、計画はたってませんが、オープン討議の内容を皆さんに知っていただきたいと思います。

山田委員 事務局の方にできればお願いしたいのですが、前回までに様々な委員の皆様方が、それぞれの意見を提出してきたと思います。それが、この条例のたたき台にどういうふうに反映されているのか、誰がどういうふうな意見を出してそれがどこに反映されているのか、反映されない理由をしっかりと私たちに配っていただきたい。ぜひともそれはよろしくお願いします。

(4条の3、5条について)

上田副委員長 4条3項がどのようになるか私も興味を持っていました。例えば5条では、その手続きを別に定めるとあるのですが、4条のほうも責任を負わなければならないと一言なのですが、具体的に何をどうするかみたいな手続き論みたいなものも、ここへ定めて動くようなことを決めておかないと、誰の責任がよくわからないという部分もあるので、そこはこの中へ手続きも定めることにしたらいかがかなと4条3項については思います。5条の4については別に手続きに定めるということですが、いわゆる立候補制を原則的にやっていくという解釈でよろしいのでしょうか。

前島委員長 これでいくと、何人も志がある人はその任に手続きができると意味に解していただいて結構です。

上田委員 立候補しない人が選挙になるわけですね。立候補した人だけが対象として選ばれるということは担保される、という解釈でよろしいのでしょうか。最後は選挙で決めるということは、地方自治法で決まっているが、選ばれる人は、立候補した人という解釈になるのでしょうか。

前島委員長 そのことは、現実的にそうなると思います。そういうふうな投票行動になると思います。問題は、誰でも立候補できる例えば一人一党であってもそのことはできるので、そういう点では、民主的な手続きの仕方だと思います。

山田委員 今の議長、副議長の選出にあたっては、志ある議員が選挙に先立ち議長副議長としての所信表明を行うということは、基本的には所信表明を行わない方のお名前は基本的には投票されないという形でよろしいのでしょうか。

前島委員長 それはそういうことに現実的にはなっていくと思います。それは文言の中で志のない人へ投票ということはないと思います。志のある方に皆さんが投票するということではないかと思います。御意見あったらお願いします。

塩沢委員 地方自治法の中においては、たぶん私の知り得るところだと、立候補しない人でも投票が多い人が当選するという格好になるのかなと思います。そこら辺は自治法との照らし合わせをやるのも必要かなと思います。

永井委員 地方自治法の例文の中に、立候補しなくても投票されれば法律上は決まるけれど事実上そうはいつでも立候補していない人間に入れる、多数が入ることは現実的には考えられない。できるかできないかで言ったら、立候補していない人でも当選はできるんだけれども現実的なのではないかという委員長の話だと思います。

山田委員 志がある議員は入れてしまうと、地方自治法ではそうなっている、じゃあ何、山梨県議会はとなるのが、私にはちょっとおかしいかなと思って、この志ある議員がという文言がちょっとひっかかるかと思うんですけど。

前島委員長 山田さんが前は立候補制を大分主張されていたので、そういう御意見を私も大分配慮しました。立候補の志がなくても皆さんが違う人を入れることが当然あり得るけれども、流れとすれば、そういう方向性が高いのではないかという説明をしました。

杉山委員 4条3項は具体的な事例をここにあげて、こういう場合はこうなると条文になっているのですが、基本条例はあくまでも原則、理念をうたって、それに即してそれぞれの行動規範というものだという理解をしている。この4条3項については、こういう事例というものは、この4条1項の機能強化に向けて先導的な役割を果たすものとする、そこに集約される。個別具体的な事例は、この基本条例の条文としてはどうなのかなと言うことは、意見として言わせていただきたい。5条の4項はもう少し、例えば、所信表明を行いと限定でつけるのがいいのか、所信表明を行うことができるのいいのか表現の仕方があるが、その一言で大分内容が変わってきてしまうので、条文は難しいところがある。委員長案は一つの案と受けとめているが、もう少し議論をした方がいいのかなと思います。

小越委員 まず、第3条のところですが、先日の委員会の議論の中で、この4番の監視及び評価を2番目にあげるという意見が多かったと思うのですが、4番目ではなくて、議決、県の意思決定の次に監視及び評価が入るのが筋ではないかと前に話が出ていたので、これは上にあげたほうがいいと思います。第4条は3番のこれだけ読むといろいろなことを知らない後世の方が考える場合には、本会議の開会、再開及び閉会というのは、今議会運営委員会の中で決めていくと思うのですが、これでいくと議会運営委員会をすっ飛ばして、議長と副議長と議会事務局で、開会の時間を決めると読み取れてしまうと思う。議会運営委員会の中で、議会運営委員のメンバーが来て、これでいかがでしょうかと本会議にかけているのでこの文章だけ読むと、議会運営委員会は関係なく議長と副議長と、議会事務局で本会議の開会を決めることができるようなこの読み込みとなってしまうので、これはちょっとふさわしくないと思います。第5条のところではなぜこうなったか聞きたいが、個々の議員の発言の前のところは、個々の議員の発言を保障することとあったのですが、今回は個々の議員の発言の尊重となっている。保障及び尊重ではないでしょうか。尊重っていうのは、尊重しているよ、だけどいいよとなるが、保障というのは必ずそこを担保するということが出てくるので、保障が尊重になることは、やや後退になるような気がする。個々の議員の発言をしっかり保障し、尊重するというのが正しいのではないのでしょうか。それと、議長選の立候補制というのは、入れるべきだと思います。これで行くと、さっき言ったみたいに抜け道になってしまう。そういうことはないよと言うかもしれないけど、この条文どおりいけば、志ある議員だけが所信表明を行うけど、所信表明しなくて図らずもなってしまうことが可能となる。例えば、原則立候補制によるものとしてというくらいにしておかないと、今私たちが論議しているときはいいかもしれませんが、そ

のあとの時に、志ある議員だけが立候補して、でも選挙してみたら違う人が当選したということになるので、私は、原則立候補制にするということにしっかり書いた方がいいと思います。今回の鈴木議長も立候補制のことを取り入れるかどうかと言っているし、江藤先生も山梨県議会の独自性というか、この間の経過を踏まえてという中では、原則立候補制によるものとし、所信表明を行いと書くべきだと思います。長野県は、立候補として全員協議会でそれぞれのやりたいという人は手を挙げて所信表明をしているわけですから、できないわけではないのでこの志ある議員はというふうに限定すると抜け道をつくることになるので、私は原則立候補制によるとしっかり書くべきだと思います。

前島委員長　例えば今お話のありました、第 5 条の発言の保障ということは、どんな少数意見があってもそれを保障していかななくてはいけない、いわゆる議会というのは最大公約で決まるということですよ。それが大原則で、二分の 1 とか以上とか三分の二以上とか自治法で示されているのは、最大公約を尊重している。そういうことからすると、保障という言葉より尊重という方がはるかに馴染むのではないかと私は思う。4 条の 3 は、このことについて具体的にという発言がりましたが、ここは条文のことでありますので、別に定めるといふ御意見もありましたが、この程度が一番いいのではないかなと、そういうことで、議長、副議長の責任が大変な責任なのだということと、不測の事態が起きる議運を無視しているわけではない。不測の事態が起きた場合、この間のああいう事態がりましたが、そういう事態が起きた時に秩序保持をしていかななくてはならない。主にこういった場面が出てくるのは本会議。本会議の場面が、議長、副議長の大きな采配を担うところである。不測の事態という文言を入れさせていただいて、その責任は重大なのだということを書いてあるので御理解いただきたいと思います。

山田委員　第 5 条ですが、今回の流会という件に関して、議長不信任案が可決されてなおかつ、流れて行ってという経過がある中で、参考の兵庫県の第 5 条に議会は議決責任を深く認識し、県民に開かれた透明性の高い運営に努めるという条文が一部あるが、できれば、この一文を議会の運営原則という中に入れていただきたいと申します。

前島委員長　山田委員に反論しているわけではありませんが、ほかの条文の中にならうたいこんであるので、見ていただくとわかると思いますが、この後出てくるのでその点を御理解いただきたいと思います。

小越委員　私が言ったのは、第 4 条の議会運営委員会の本会議の開会再開及び閉会にたつてはという、ここは書いてしまうと、全ての本会議の開会再開閉会について、議長と副議長と議会事務局でやることになってしまうので、ここを削って、不測の事態が起きないときにここをやるかもしれませんが、これを読み込むと不測の事態でない普通の時にも本会議の開会再開閉会を議長、副議長と議会事務局で決めることになるということに読み込ませてしまうので、ここを削ったほうが良いと言っているのです。この文章で行くと議長と副議長と議会事務局で、普通の何も無い本会議の開会や再開もそこで協議して決めてしまうような文章に受けとれるので、ここを削ったほうがよい。最初のところに書いてしまうと全てについて引っかかってくるのでここを削った方がよいという意味で言っているのです。第 5 条の 2 のところは、それは委員長違うと思います。民主主義というのは、多数決ではなく、少数意見の尊重なんです。個々の議員の発言を保障しないということになってしまうと、それはとんでもないことになる。個々の議員の発言の保障及び尊重というようにしないと。委員長の解釈で行くと少数意見は多数決をもって

排除するという論理になる、それは絶対あってはならない。その解釈で行くのならば、発言の尊重だけ入れるのはおかしいと思います。志ある議員というところも、ぜひそれは抜け道をつくるような条文を作ってはならないと思います。ここの今の期はそうかもしれないが、次から次からまた変わってくる中で、この条文だけが独り歩きするようなものはやめた方がいいと思う。

前島委員長 第 4 条のテーマは議長の役割ということですから、議長の役割を文章化しているということなので、議運の委員長という文言を入れることはできない。議長の役割ということで不信任案とか、流会とかということの反省に立って、3 項の中で責任を、しっかり運営をお願いするということを書いたところです。

上田副委員長 4 条の 3 項ですが、細かい手続きみたいなことの方法論を決めた方がいいと思う。そうしないと、この間みたいに、議長の不信任が可決されて、でも議長が責任上やろうとしたらみんなが席を立ってしまってどうやっていいかわからないということがあったわけで、この新聞報道によっても鈴木議長も二度と流会を起ささない仕組みや、とこう言っているわけなので、ここはきっちり基本条例の中で、流会自体を起ささない仕組みまで踏み込まないと、ここにハートが入ってこない。ですから、手続きのやり方はどうだというやり方を示さないと、仕組みをつくると言っているにもかかわらず、魂が抜けると思う。そこは、ぜひともそうしてほしいと思う。

永井委員 今の小越委員と上田委員の意見をミックスして話したいと思いますが、前回の第 4 条の 3 項のところには、本会議が開会、あるいは再開できない状態に陥った場合と書いてあるが、これをここに入れれば、確かにこの文章だけだとその時ではなく本会議の開会再開及び閉会ということなので、言われたようにこれがないと私たちはわかっているが、前回議長案に入っていたので、その文章をここへ入れればいいと思う。ここに本会議が開会、再開ができない状態に陥った場合という言葉を入れておけば、いつもの開会も再開も閉会もじゃないから。そうすれば後ろの文章も活きるから。そこはそれでいいと思う。手続きの部分は、私は仕組みの部分は手続きを別に定めるものとするをやってしまったから、上田議員も手続きを定めるものとするをやった方がいいのではないかという意見かと思うのですが、確かにその時になったら、今回の場合だったら、議会運営委員長と話をしとか個別具体的に定めた方がいいと思う。それはまた、話し合いの中で、これに限らず具体的に何をやるか、あまり具体的なものをここに詰め込むと委員長が言うように委員条例ですから。しかし具体的なこと、いつまでに何をするのか並行して話をしていく必要はあると思うので、ここにこういう条文があって、こういう委員から意見があって、個別具体的にやった方がいいという意見があったから議長さんぜひその部分の中で別に定める手続きをまたやってくれてという話を委員長のほうから言ってもらう様な形で決めていった方がいいと思う。

前島委員長 上田委員の御意見などもこれから添付書類の中であげていただくということでしょうか。

永井委員 再開できない場合に陥った場合というのは。

前島委員長 そこはいかがでしょうか。

(抵抗はないという声あり)

杉山委員 文章的には、永井委員が言ったことで収まると思うのですが、再開不能に陥った場合はとか、そういった条文がこの基本条例にいいかどうか。私は 4 条の 3 項が 4 条の 1 項に強くうたっていますよね。そこに全て集約される。そのためにこの 3 項が当然含まれているし、この 3 項、機能不全に陥った場合とか、流会した場合はというのは、会議規則ですよ。基本条例の 1 項を受けて会議規則が不足だったら会議規則を解説のように直す、それが基本条例の制定する意味だと思う。流会した場合とか、具体的に事例をあげていうのだったら、逐条解説ですよ。基本条例というのは基本的な、理念とか、規範を制定して、それに向けて下にある条例だとか、基本条例だとか、委員会条例だとか会議規則をそれにあわせていくという一番の根本的なところだと思う。具体的に細かいところまで行ってしまうと、基本条例をどんどんどんどん外れていってしまうような気がする。そこはどうかかなと。小越委員の言うことも間違いではないと思うが。

前島委員長 杉山委員の言うように、流会もその他の不信任案のことなどいろいろなことを含めて、全て全体を包んで不測の事態という形で表現しておいた方が、一つの事象を表現するよりも、不測の事態が起きないように議長が対応していく表現の方がいいと思う。そのほかに議会運営委員会条例などもあるし、すでに立派な条例がある。細かいことについては、上田委員の発言など全員協議会へ添付させていただきたい。

上田副委員長 基本条例の中で、流会を起こさない仕組みをつくるよといった、もし全体の中でやるのであれば、細則みたいな格好の中で、それも基本条例と一緒に成立させないと、仕組みができたことにならないですよ。そこまで突っ込んでやれるということであればそれでもいいと思う。そこまでぜひとも基本条例で二度と流会を起こさない仕組みをつくっていく、そこまではやらないと大本の何かがわからなくなってしまうので。確かに基本条例だから、書かなくてもいいと言えば書かなくてもいいかもしれないが、そういうときにはどうするかという、不測の事態が起きた時にどうするか具体的な方法まで突っ込んでこれが基本条例ですと県民に示さなければ、役割を果たさないとと思う。

小越委員 私が言っているのは、永井委員が言ったみたいにここの最初の議長は本会議の、ここを削らないとまずいのではないかとっている。議長は本会議の開会再開及び閉会にあたってはというここを削除しないとおかしいと言っている。ここは不測の事態が起きないときの話をしているにもかかわらず、本会議の開会再開、わざわざここを書いてしまうと全てに引っかかってしまう。ここは、削除して不測の事態が起きないようにここだけを書いた方がいいと言っているのです。削除しないと合わなくなると思う。

永井委員 そこが入ってしまうと、いつもそうだということになってしまう。

前島委員長 3 項につきましては、次回へ持ち越しさせていただく。小越委員の保障と尊重がありましたが、そのことも含めて。

(第 3 章について)

小越委員 第 18 条政務活動費のことですが、先日、務活動費をめぐる住民訴訟の甲府地裁の判決もありました。それは別に定めるでいいのではないかという話もあるが、私は、今の政務活動費に対する県民の厳しい視線のことも含めて、到達点として、例えばホームページの公開、後払いとか、第三者機関とかこの政務活動費はこう

いうことをするというふうには書かないと、この基本条例のことと、政務活動費のことは皆さん注目されているので、私は政務活動費のところをより詳しくホームページの公開をしっかりと文言として書いた方が県民にとってわかりやすいし、透明性の確保につながると思うので私は書くべきだと思います。

杉山委員

この 3 章は議員の責務役割等ということですが、第 3 章については第 11 条、第 12 条、第 13 条でいいのかなと思っている。以下の 14 条から 18 条は個別のそれぞれ規則条例があるわけで、この基本条例が制定したことを受けて、下にある規則条例が合わなければ基本条例に合わせて、先ほど言った政務活動費等々含めて見直すのが順番だと思います。いずれにしてもこの基本条例としては、11 条、12 条、13 条がこの条文でまとめるべきだと思う。

前島委員長

定数選挙区などの問題については、議会が上限については検討して決めるものでありますので、やはり条文の中に入れておいた方がいいのではないかと感じはしている。我々自身が決めるんですね。その御意見があったことは次回に整理しるところは整理していきたい。

(第 4 章について)

小越委員

第 19 条(2) 提出された請願及び陳情を県民による政策提案ととらえた誠実な処理とあるのですが、誠実な処理を具体的にするために、提出された請願及び陳情については、県民による政策提案ととらえ、請願に紹介議員の意見陳述を行い丁寧で、活発な論議を行い賛否について理由を述べて誠実に対応する、具体的にやらないと今も誠実にやっていますと言うかもしれませんが、今の請願の処理は、請願人の陳述もないですし、意見表明も 3 秒、4 秒で終わってしまうことが多いので、ここははっきりと県民参加ということが一番の見えやすいところなので、請願処理のところを丁寧に書いて、紹介議員や請願人の意見陳述をということを入れるべきだと思います。第 2 条のところ、前と違うなと思っているのですが、前は、議長は議員または委員会が県の政策に関する重要な条例の立案をしようとするときは、当該議員または委員会の申し出に基づき、あらかじめ当該条例の案及びこれに関する資料を公表し、広く県民の意見を求めなければならないとあったのですが、今回は広く県民の意見を求めるものとするということで、後退している。求めなければならないが、今度は求めるものとするとなると、ねばならないから、ものとするでは、ねばならないのほうがより強い。それがなくて、ものとするでは後退している。その次も、議員及び委員会は前項の申し出をして条例を立案するときは、提出された当該条例の案についての意見を考慮するものとする前回あるのですが、今回は、提出された当該条例の案について寄せられた意見をできる限り配慮するものとする、今までは、意見を考慮すると強かったが、今回はできる限り配慮という言葉になっている。これをしますと、寄せられた意見について、できる限りなので、意見を入れないということが前提になることもありますので、私は、前の方が強いので求めなければならない、意見を考慮する方がより強く意見の公募があると思いますので、求めるものとするとか、できる限り配慮するものというのは大分意見の公募を県民からすると後退させられたような印象を受けますので、前の文章の方がよりいいと思うので、なぜここを変えたのか。

前島委員長

19 条について、提出された請願及び陳情を県民による政策提案ととらえた誠実な処理という形で表現していますが、これは基本的なことと条文はこの程度でよいと思っている。ただ、具体的に請願者や陳情者の意見を議会がその場で聞く

機会をつくれということをおっしゃいますが、基本的には請願というのは昔で言う住民の直訴する権利で、それに紹介議員がいるわけです。紹介議員がこの人たちの精神を請願の趣旨を委員会で活発に発言をしていただくようにしていく。それは議会のルールとしては、それでここは活発にしていけばいいのではないかと思います。誠実な処理をここに強調しているところです。考慮と配慮ですが、解釈の仕様だと思いましたが、配慮も大変な意味を持っていると思います。考慮よりも配慮の方が非常にいいと思って、組みかえました。

小越委員 それに対してですが、今紹介議員が意見を言えばいいと言いましたが、今は常任委員会が同じ時間にやっていますので、紹介議員がそこで発言することが保障されていないわけです。県民参加の項目ですので、県民参加の立場からすると、請願は県民の声ですから、県民の参加する意思を保障するために意見陳述の機会を設けるのは、県民参加の推進の立場からこの項目に入れてちょうどだと私は思います。先ほど、第 22 条のところに資料を公表し広く県民の意見を求めるものとする今回になっているが、前は求めなければならないと書いてあります。次のところに、前は意見を考慮するものとする、だったものが、今回はできる限りと書いてある。できる限りというのはできませんからいいですよと読み取れてしまう。だから、より強くできる限りをなぜ入れたのか、求めるものとするどうして変えたのかということを知っているのです。

前島委員長 ささまざまな意見を求めなければならないということになりますと、相当な時間や手続きをしていかななくてはならないと思う。そこをできるだけ、効率的な議会運営をしていくためには、皆さんの御意見を伺う中で、配慮していくという表現に持って行ったほうが、できる限りを入れたほうが実効性があると思います。実効性がないことを書いても、広範な県民の意見を取り上げる手続きをしていくということは、なかなか実際的には容易ではありませんので。その意見をもらったものを、できる限りを配慮していくという形で表現しておいた方が実効性があると思って書きました。

山田委員 第 22 条の、議長は議員または委員会が県の政策に関する条例を立案しようとするときは、当該議員または委員会の申し出に基づきあらかじめ当該条例の案及びこれに関する資料を公表し広く県民の意見を求めるとする、というこの一文の中で一番最初に小越委員が今日の資料を公表するようにという案を出した時に、それが却下されたのですが、その辺との整合性をどのように図るのでしょうか。

前島委員長 政策に関する条例の立案をしようとするときは、先ほど私は開会の時に話したとおり、委員会の案が一応固まって通過する段階を過ぎないと、全員協議会へあげる段階の前にこの条文を公表をしていくということできないということで、むしろ私たちは慎重な対応していかななくてはならないと考えています。さまざま意見が出ているわけですから。形が出たところで、我々の案が上に上がっていく。全員協議会にかけられる段階になった時には、当然公表していく手続きに入っていくと思う。あるいは、公に県民の意見を聞くと時には、資料を出さなくてはならないわけですから、そういう段階に来ないと、傍聴者、マスコミ関係者に失礼だ。討論過程、意見を交わす過程をしっかりとみていただきたい。それこそ公開の中でやっているということで、すみわけで御理解いただきたい。4 章については、また御意見いただき、次回で再確認させていただきます。

(第 5 章について)

小越委員 第 24 条ですが、議会は二元代表制のもと、議決権を有する議会と、権能と執行権を有する知事等との違いを認識し、かつ知事との役割を尊重しつつのあとに、前は、対等でとあったが、今回対等という言葉はなく、常に緊張ある関係を保ちながらとなっている。対等というのをはずしたのは何か意図があるのでしょうか。緊張ある関係はもちろんです、知事の役割を尊重して緊張あるというよりも議会と知事と同じ、対等というのがなぜ抜けてしまったのかお聞きしたいです。

前島委員長 対等という言葉は、表現的に条文に似合わない、センスがないのではないかと思います。むしろこういう形で表現した方が、条文の信義を高められると思った。機能との違いを明確というところで明確を強調した。そこで、対等を削除させていただいた。常に緊張ある関係、是々非々を基本原則に、議会機能を高めようと議会の立場を強調させていただいた。文章の文字の表現に工夫した方がよいという考えで、対等という言葉は削除させていただいただけです。

(第 6 章について)

上田副委員長 30 条ですが、議会は議会の改革及び議会制度について、必要に応じ、という言葉が入ってきたが、私はこういうことは言っていない。継続的にやっていくのは当たり前。毎年この委員会をやっていくような規定にした方がいいという御意見を言ったつもりでした。なぜ必要に応じという言葉になったかわかりません。29 条の方では、自ら改革に継続的に取り組むものとするのであれば、下の方も必要に応じてではなくて、きちりと毎年検証し、それをやっていく、そうしないと議会のほうは民意とは離れたところにおいて、気がつかない場合もあるわけですから、常に民意とあっていればそれでいいですし、検証していくことをやっていくことが非常に大事だと思います。私の案とすれば、議会活動について、検討推進するための組織を設置し毎年度その検証をしていくという言葉にしたらいかがでしょうかという意見です。

前島委員長 必要に応じというのを入れさせていただいた理由についてですが、継続的にずっと改革の検証をする組織をつくるということになると、特別委員会の設置ということとなる。特別委員会というのは、御案内のように一定期間を超えずずっと長い間継続的に審議をすることが認められるものです。それは、議会で条例をつくって、条例で特別委員会の設置をやらなくてはならない。我々が今やっているものは議長から諮問組織としての委員会、ということでありますから、そういうことは、一つの目的に向かってその期間に限ってやるというものです。継続的にずっとやっていくとなると特別委員会となる。特別委員会は自治法で、議会議決をしないと設置できない。山梨県では、4 常任委員会しか設置できないことは規定されている。特別委員会の設置する手続きは容易ではない。

小越委員 今委員長は第 30 条の組織のところ、それが不可に近いということであれば、第 29 条の議会改革推進のところ、継続ではなく 1 年に 1 回ずつ議会改革をチェックするとか、定期的に検証するというふうにするれば、議会改革の推進について、議会は基本理念に基づき地方分権の時代を担うために 1 年に 1 回自らの改革を検証し公表するものとする、29 条に定期的に検証を行い公表するとすればいいと思います。これでいくと、29 条も 30 条も毎年毎年やらねばならないので、今議会改革が必要だという一人一人の意見と、県民の皆さんと議会改革がつながってこない。それをシステム化するためにも、1 年に 1 回ずつ定期的に自らの改革に取り組むというふうに、議会改革の推進のところ組織のことではなく、上に持って来れば 1 年に 1 回ずつ議会改革を全議員と県民の皆さんから意見を求め

て検証、公表すると第 29 条に定期的に 1 年に 1 回検証し、公表しと入れ替えれば組織のことをふれずにできると思うので、上田委員が言うように定期的に議会改革を考えて、検証し、公表するというのを 29 条に入れればいいと思う。

前島委員長 必要が出るということが、目的が出るということであるから、必要に応じてつくるといふ形の方がいいと思う。条例ではこういう表現の方が適合性があると思うがいかがか。

山田委員 間違いなく、全国的には都道府県の議員の基本条例というのは、山梨県は後発だと思っています。そういった中で、自らどういった議会改革を進めていこうかということはやはり、ほかの 30 都道府県よりも 1 歩先にいかなくてはならないのではないかなと思っています。参考とした都道府県との比較表の中で、他の都道府県はちゃんと設置するとかしっかりとうたっている。やはり山梨県も必要に応じて、必要がなければつくらなくてもいいじゃないかというような紛らわしい文章ではなくて、しっかりと委員会を設置した中で、検証をして、県民の皆さんに今回改革というのがどういうところが進んで、どういうところに進捗がなかったということをしかりと訴えていくことが必要ではないかなと思います。

(第 7 章について)

小越委員 議会改革と同じように、条例の見直しが必要と認めるのはというときしかないのは、定期的に条例の見直しを考えると一文、先ほどの議会改革並びに条例のところ一文定期的とか、改選後 2 年ごと見直しをするということを書かないと、そのまま行ってしまうと思う。前回の時には、条例の見直しの時に議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときはあったが、今回は県民がない。議会は議員の意見及び社会情勢の変化等により見直しが必要と認めるときはと変わっている。今回は県民の意見が入っていたが、今回は県民の意見がなく、議員の意見及び社会情勢の変化となっている。これではなくて、県民の意見がなぜ入らなくて、議員の意見になってしまったのでしょうか。県民の皆さんの条例の見直しの意見も含めて、議員も含めてというふうに少なくとも議員の意見及び県民の意見、そこが入るべきですし、条例の見直しが必要と認める時ではなく、私は定期的に 2 年とか 1 年ごとに見直しがしなくてもよいかもしれないが、定期的に条例の見直しをするとうたっておかないと、このままずっと、寝たきり状態の条例になってしまう恐れがあるので、私は必要と認める時は、でなく、チェックする時期を 1 年とか 2 年とか入れるべきだと思う。県民の意見をどうして外したのかそこをお願いします。

前島委員長 34 条の県民の意見というのを削除した理由は、条例そのものは、我々が自立的につくるものだという事だ。我々が作る、見直しすべきものです。県民の意見を聞いてということよりも、私たち自身がそのことにしっかりと気づいて、我々自身がつくる条例ですから、我々の自律をつくっていくための条例なので、我々が主体的にしなくてはならない。県民から聞いてなんていうことではいけないという考え方です。議員の責任において自律によってつくるのだ、基本条例はそういうものなのです。その精神はそういうものなのです。我々自身が我々を律して我々自身が新しい時代を展望して、立派な議会をつくる。我々の自発に基づくもの、自律に基づくものだということを強調すべきだと考えている。

小越委員 今県民の皆さんから議会に対する厳しい指摘や目があるわけですから、議員の意見及び県民の意見を入れても別にかまわないと思います。県民の皆さんが、こ

んな議会じゃ困るじゃないかという機運が高まってくることも勘案しながらということもしないと、県民の話なんかどうでもいい、私たちが決めるのではなく、県民に関われた議会なのだから、議会は議員と県民と2つ入れても私は当然だと思う。わざわざ県民の意見を排除すること自体が開かれてないし、県民の声を無視して自分たちだけで決めるみたいになってしまうので、県民の意見をわざわざ抜く必要はない。

前島委員長 住民条例と違う。住民条例は住民の意見を大切にしておくものですが、基本条例は私たちが自律のために、自発的に自ら律するためにつくるものですから、そここのところは、条例の見直しというところは、そこにポイントを持たなくてはいけないという考え方です。それは、県民の意見を聞いてなどということではないと思います。それは、我々は住民条例と違うという点を御理解していただきたい。

山田委員 やはりこのところは、しっかりとした検証という文言を入れていただきたい。この間決算特別委員会とかやらせていただきましたが、県も自分たちの政策にしっかりとした数値目標を見て、それに対してそれが到達率が何パーセントか検証する。私たち県会議員も県職員に対してちゃんとしたPDCAサイクルを回して、どういうふうな検証をして、どういうふうな数値目標を達成したかということをやったり厳しく話をするのであれば、私たちも自分たちがつくったこの条例に対して、しっかりとしたチェック、検証をして、よりよいものにしていくことを盛り込まないと県民の民さんから見ても、なあなあなチェックになってしまっているんだろということが出てくると思う。ここはしっかりしたチェック機関を設けることをお願いしたい。

(休憩)

(県民との意見聴取会について)

永井委員 委員長案ですが、検討委員会から10名ということは、この10人の委員会の議員が1人ずつ誰かを推薦するという感じで、いろいろな10人ですか。私たちから選ぶということになると36人から1人ずつ選んだのとあまり変わらないかと思うので、この10人の公募で、プラス10人、20人全て公募で決めてしまった方がいいと思います。

山田委員 委員長案としての10名の公募というのは、私も大賛成であります。しかしながら、前回各1人が1名推薦するという形の中で、その時にまとまったにもかかわらず、なぜ検討委員会として10名となったのか経緯はよくわかりませんが。私は、一人一人が1人を推薦して、もしそれで適任者が出なければ出ないでも構わないと思っている。前回までの話のとおり、議員が1人推薦する、プラス公募という形がいいと思う。

杉山委員 議員一人一人が1人の推薦人を連れてくるということになると、その議員に近い人が来ると思います。県会議員全てが、ある数の県民の代表ときているわけで、そういうことであれば、議員が1人を連れてくるとなれば、その人の意見を吸い上げてこういう場でどんどん言えば、その人の意見は伝えられるわけで、この基本条例という意味あいを含めると広く公募で全て選んで広く公募をして県民の意見を徴収した方がいいのかなと思います。そういう意味では、永井委員の意見がいいのかなと思います。

上田副委員長 急に見せられたので、どちらもいいかと思っています。検討委員会は、当然、意見は反映されるのですが、当然、我々も選挙で選ばれているので、多様な意見だと思えますし、私もどなたかにお願いするのですが、私と全く同じかどうかは自信がないです、同じことを言うかは。私は、そこはフリーで意見を言うてもらうことで考えるので、必ずしも全く同じ意見を求めることもできないと思っていますし、自由な意見をもらうというのであれば、この案の方がいいかなと思います。

渡辺委員 前回 1 人が 1 人を推薦してということでしたが、そうしたことに對して県民の考え方の中に、それでは、議員の考え方が中心に議論が展開されてしまうのではないかという声もかなり出ていと聞いています。そんなことをキャッチしながら、より皆さんの意見を公平に聞くというのであれば、公募ということが一番いいのかなと今になってそう思います。最初はみな意見一人一人というのもいいと思ったが、一方で議会对県民というような、なんとなくすみわけが出たような意見の徴収方法もいかがかなという思いもありますので、公募が非常にいいのではと思います。

小越委員 私は最初に発言した時みたいに、どうせならもっと広く意見を聞くためにタウンミーティングのように誰でも参加して、誰でも意見ができるというのが一番だと思います。公募 10 人としないで、これをみますと 2 1 日 1 時半からと書いてありますよね、5 分ということなれば、最大 4 時とか 5 時までですとしたり、10 人に限定せず、その時間内に収まるのであれば、公募した方みんな意見が言ってもらえるくらいにするべきであると思います。本当であればタウンミーティングのように自由に発言できるのが一番よいと思う。だったら 10 名に限らず広く公募してやるべきだと思います。ただ、参加者の選出基準というのが、誰が抽選するのかというのがまたもめるので、自由参加にする方がオープンかなと思います。それができないのであれば、委員長案がより現実的かなと思います。

河西委員 公募がいいかなと思っています。公募にしてもたくさんきて全部言わせるのではなくある程度人数制限をして、公募した中で意見をいただくということがいいと思う。

塩沢委員 一般的に公平でという格好になれば、公募が公平かなと思いますし、県民の意見ということになれば、それが一番いいかなと考えます。

山田委員 公募でもいいが、もし公募にする場合、この時期に 1 回だけの意見交換だとほとんど甲府近辺の人しか来れない。そうなってくると広く県民の人たちの意見を聞くのであれば、地区に分かれてやっていかないと真の県民の広い意見は聞けないと思うがそのへんどうでしょうか。

前島委員長 そのとおりなのですが、限られた制約もあります。

山田委員 限られた制約というのは何を以て限られた制約ですか。

前島委員長 時間的な。

杉山委員 真の県民の声ということになると、どこまでやれば真の声なのかとうこうことになる。地域的に分ければそれがよいのかということ、それも当然十分ではないということになってくるし、最終的に議会として案がまとまって、パブリックコメ

ントへ出すわけですよ。そこが最終的なところであるわけで、これはその前段として委員会としての案がまとまった段階での意見を聞くということなので、ここはある程度、人数が決まっていなくて案をまとめていくのがなかなか難しいと思うので、今公募ということで、人数はわからないがそういう方向でとりあえずそういう制限がないと進まないと思いますので、ぜひ委員長にまとめていただければと思います。

小越委員　　私は、4ブロックのタウンミーティングがいいと思う。平日の昼間なんですよ。であれば、もっと参加しやすいように例えば、23日という祝日もありますので、土曜日、日曜日とか、皆さんが参加しやすい時間設定とか、場所設定を考慮して、別に時間的な制限はないわけですから、自由論議をしていって、この議会基本条例がよりよいものとするためには、より多くの方々から声をいただく設定を私たちは考えるべきであって、制限を加えることはない方がいいと思います。平日ではなく、休日やるということも含めて検討していただきより多くの方から意見をいただくのがよいと思います。

(日程スケジュールについて)

小越委員　　5日に10時にやって、議会改革検討協議会に何を提案するのでしょうか。その時決まったとして、5日に公募を開始して、12日締切というのは、今こういうことをするってこと、県民の皆さんは誰も知らないわけですよ。どうやってお知らせするのか。新聞に書いたとしてもそれをキャッチして、HPも毎日チェックする人もいませんし、これでいくと、公募を開始するっていつても5日間で21日に職場を休むかどうかも含めて、これではあまりに公募期間が短すぎると思う。改革協へ素案の提出となっているとすると、公募するときに意見を言いたいという人は、何をもちて意見を言いたいのか、意見を全部の皆さんに公開するなどお知らせして、公募したいというようにしないと、あまりに何をしたいかわからないし、時間が短すぎる。3月とうように切るからこういうことになってしまっ、もっと時間をかけて意見聴取会をつくるっていうようにしないと公募の方々5日間で決定して、どこにどうしてよいかわからないのでは、意見聴取会が充実した話にならない。パブコメも含めて時間を取っていかないと大事な意見聴取会がうまくいかないと思う。

前島委員長　　5日に最終決定をさせていただきたいと思っていますので、スケジュール含めお願いしたいと思っています。

小越委員　　どうやって県民の皆さんにお知らせするのでしょうか。ここで、5日にやりましたと言って、新聞やテレビで言うかもしれませんが、それをもって公募しますよって県がやったというのはわからないと思うので、全県にチラシを入れるとか何かしない限り、知らない知っている人があるのはおかしいので、どうやって意見聴取会をしますということを皆さんにお知らせして、それがどういうものですよっていうことをお知らせするのですか。資料提示はどうするのですか。

前島委員長　　HPなどを使う予定です。

山田委員　　この年末の忙しい時期に周知をして、12日までに参加したいという意思表示をするわけですよ。13日にそれを踏まえて、抽選をして14日に通知を出すと。けれども参加したいという意思表示をするのですが、21日に参加できるかどうかわからない状態で仕事を休む、休まないなど、しっかりとした予定が組

めない。その中で 15 日に来ました、21 日に仕事休ませてくださってということが可能かどうかと言ったら、私はどう考えても不可能ではないかと思えます。そうなってくるとこのスケジュールは無理なのではないのかなと思えます。

前島委員長 確かにきついです。きついのですが、そうはいつでも意見を述べてくださる方がお勤めの状態だとかいろいろあるかと思えますが、そういう出られない方は仕方がない。できるだけそれは、21 日には意見聴取を終わりたいというところです。小越委員の御質問のどう案を出すのかということ、委員会でたたいたものを軸にして、個々の意見を添付してということはない。ここでだいたい決まった全体の意見を資料として出す。例えば A 委員がこういった、こういったと言うことは出さない。委員会としてのまとめを出し、これに対してなお御意見をいただきたい、ということで、お集まりをいただきましたと、意見を聴取する、意見交換会ではないので御理解いただきたい。

上田委員 全部公募でやるのか、議員が 10 人、公募が 10 人でやるのかを 5 日に決めるということですが、それからこの日程では、いかにも無理です。せっかく意見を聞くというのであれば、ちゃんと聞くということにしないと。これではどう考えても無理だと思います。みなさんどうですか、この日程。無理でしょ。

杉山委員 確かに 5 日に方法を決めて、1 週間しかないということになると、現実的に厳しいかなと感じます。パブコメと並行してやったらどうかと思う。時間を取って、パブコメと同時並行に意見聴取という場を設けて、パブコメの意見、意見聴取の意見をこの委員会で、もう 1 回時間を十分取って、いろいろな意見を参考にできるものはして、そういう機会をとれば別に意見聴取会が終わったあとに、パブコメをっていう順番を踏まなくてもいいのかなと思う。

山田委員 この委員会が始まるときの、当初の流れとして、パブコメとして出すときにはある程度形になったものを出すと、その中で意見を聞くことによって、そこに県民の意見が反映する余地は少ないですよという中で、パブコメを出す前に県民の意見を聞きましょうという話で、意見聴取会を設定したというのは、紛れもない事実であって、意見聴取会の本来の目的であると思う。パブコメと並行しても構わないが、で、あれば、パブコメが意見聴取の意見が反映できるようなものでないと意味がなくなるわけであって、意見聴取会の本来の意味を絶対忘れてはいけない。

杉山委員 今山田委員の言うとおり、これが最終的な案ではなくてそのあとに意見聴取会の意見、パブコメの意見を委員会でもめる機会を作ればいいと思う。意見を委員会の中に反映できる機会をつくって、委員会でもんで、最終的には議会でもむわけですから、パブコメに出すときが、最終決定案でなくてその辺はそのあとの委員会でもう 1 回聴取会の意見、パブコメの意見を委員会でもらうという機会をちょっとあつくすればいいのではないかと思う。

前島委員長 パブコメと意見聴取を同時進行というのもうまくない。

小越委員 5 日は無理だと思いますし、そもそもどうやってお知らせするのか、この議論がどういうものが出ているのかを県民の皆さんが知らないと、意見の言いようがないと思う。その資料をどうやって県民の皆さんに、HP を見る方は限られている。そのことも含めると、やはり 2 月になっても仕方ない。急いで 3、4 日で公募するのではなく、どうやって皆さんにお知らせするかということもしないと、

新聞社に書いてもらうだけでなく、県議会だよりとして皆さんにお配りするとか、新聞広告に全部入れるとか、改革協の素案の提出が 19 日になっている、21 日では無理である。検討協議会の中身のことを知ってもらって、この案だけど、皆さん意見をとしなさいといけないので、2 月にずれこんでも期間を取るべきだと思います。

前島委員長 年内の作業は、5 日に再開させていただくので、だいたい検討員会の案はほぼ、案としてだいたい大筋をつくる、まとめる。もちろん素案ですから、それから全体会議にかけるといって年内には作業をする。それから、県民の皆さんに意見聴取会については、1 月、できるだけ早い時期に設定させていただきたい、これも 5 日に決めたいと思います。パブコメの日程も改めて事務局と相談させていただいて、繰り下げさせていただくということで、よろしくお願いします。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松